

財務諸表

第16期

自 2018年7月 1日
至 2019年6月30日

活動計算書
貸借対照表
財産目録

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2018年度 活動計算書

2018年 7月 1日から 2019年 6月 30日まで

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	144,000		
賛助会員受取会費	1,675,000	1,819,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	23,245,998	23,245,998	
3 受取助成金等			
受取補助金	2,979,000		
受取民間助成金	500,000	3,479,000	
4 事業収益			
国内外の貧困解消及び緊急援助の ための人材派遣事業(GV事業)	78,496,620	78,496,620	
5 その他収益			
受取利息	1,548		
為替差益	104,752		
その他	540,551	646,851	
経常収益計			107,687,469
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	18,636,450		
法定福利費	2,896,077		
福利厚生費	42,669		
通勤費	1,335,441		
教育訓練費	146,106		
人件費計	23,056,743		
(2)その他経費			
工事費	2,276,948		
寄付金	60,747,067		
保険料	47,951		
地代家賃	3,050,667		
水道光熱費	217,543		
消耗品費	366,830		
減価償却費	357,577		
旅費交通費	3,623,417		
会議費	12,052		
通信費	687,478		
郵便・荷造運賃	113,014		
広告宣伝費	415,172		
業務委託費	941,920		
購読料、書籍代	864		
銀行手数料	331,404		
諸会費	157,333		
その他経費計	73,347,237		
事業費計		96,403,980	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	4,028,228		
法定福利費	631,756		
福利厚生費	25,828		
通勤費	133,647		

教育訓練費	63,323		
人件費計	4,882,782		
(2)その他経費			
保険料	5,792		
地代家賃	469,333		
水道光熱費	33,468		
消耗品費	33,140		
減価償却費	41,606		
旅費交通費	6,122		
会議費	54,784		
通信費	40,055		
郵便・荷造運賃	4,925		
経営指導料	2,962,970		
業務委託費	533,628		
弁護士会計士等報酬	1,296,000		
租税公課	2,800		
銀行手数料	99,314		
諸会費	33,467		
その他経費計	5,617,404		
管理費計		10,500,186	
経常費用計			106,904,166
当期経常増減額			783,303
税引前当期正味財産増減額			783,303
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			25,213,163
次期繰越正味財産額			25,996,466

2018年度 貸借対照表

2019年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	29,344,092		
前払費用	276,517		
未収金	6,545,880		
流動資産合計		36,166,489	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	432,398		
什器備品	467,331		
有形固定資産計	899,729		
(2)投資その他の資産			
敷金	1,000,000		
保証金	1,400,000		
投資その他の資産計	2,400,000		
固定資産合計		3,299,729	
資 産 合 計			39,466,218
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	5,192,033		
前受金	7,046,000		
預り金	1,231,719		
流動負債合計		13,469,752	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			13,469,752
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		25,213,163	
当期正味財産増減額		783,303	
正 味 財 産 合 計			25,996,466
負債及び正味財産合計			39,466,218

2018年度 財産目録

2019年6月30日 現在

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店	27,739,050	
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店 (米ドル口)	301,994	
普通預金 三井住友銀行 中野坂上支店	299,388	
郵便貯金	1,003,660	
前払費用	276,517	
未収金	6,545,880	
流動資産合計		36,166,489
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
建物		
電気・電話工事	432,398	
什器備品		
電話設備一式	186,645	
パソコン3台	280,686	
有形固定資産計	899,729	
(2)投資その他の資産		
敷金	1,000,000	
保証金	1,400,000	
投資その他の資産計	2,400,000	
固定資産合計		3,299,729
資 産 合 計		39,466,218
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	5,192,033	
前受金	7,046,000	
預り金	1,231,719	
流動負債合計		13,469,752
2 固定負債		
固定負債合計		0
負 債 合 計		13,469,752
正 味 財 産		25,996,466

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
当法人の正味財産は25,996,466円ですが、そのうち500,000円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は25,496,466円です。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
東京都内での低所得高齢者、障がい者への居住支援における布団提供事業	公益財団法人 森村豊明会	794,943	0	794,943	0	
居住支援法人活動支援事業	国土交通省	0	2,979,000	2,979,000	0	
Habitat Leadership Academy ユースコーチ研修	公益財団法人 電通育英会	0	500,000	0	500,000	
合 計		794,943	3,479,000	3,773,943	500,000	

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	△ 90,106	432,398
什器備品	1,795,512	421,029	0	2,216,541	△ 1,749,210	467,331
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	1,000,000	1,400,000	1,000,000	1,400,000	-	1,400,000
合 計	4,318,016	1,821,029	1,000,000	5,139,045	△ 1,839,316	3,299,729

4 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	23,245,998	60,000
合 計	23,245,998	60,000

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

独立監査人の監査報告書

2019年8月29日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
理事長 セシリア・ビルギッタ・メリン 殿

監査法人 双 研 社

代表社員 公認会計士
業務執行社員
代表社員 公認会計士
業務執行社員

渡辺 篤 
淡路 洋平 

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2018年7月1日から2019年6月30日までの2018年度（FY19：2018年7月～2019年6月）の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、NPO 法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上